

「社債管理人制度（仮称）」について(案)【整理・検討メモ】

平成 23 年 4 月 15 日

概要・検討事項	法的な検討課題
<p>I. 「社債管理人（仮称）」の役割・業務について</p> <p>1. 基本的な役割・業務</p> <p>「社債管理人（仮称）」は、社債のデフォルト後の債権の保全・回収機能に特化し、原則として、社債のデフォルト時点以降、社債権者（投資家）の代理人として、債権の保全・回収のために、次の業務を行う。</p> <p>(1) 社債のデフォルトの確認</p> <p>社債のデフォルトにつき、発行会社の開示情報に基づき、社債要項に定める事由（期限の利益の喪失事由）の有無につき確認を行う。</p> <p>(2) 債権の届出</p> <p>① 総社債権者のために債権の総額につき届出を行う。</p> <p>② 各社債権者の個別の届出を認める。</p>	<p>(1) 社債のデフォルトの確認</p> <p>期限の利益の喪失事由が抽象的・相対的であったり、具体的であっても、（開示された財務データを元に）複雑な計算を要するものである等の場合には、善管注意義務とその違反の問題が生じる。</p> <p>(2) 債権の届出</p> <p>① 法律の根拠なしに債権の届出を行うことについては弁護士法 72 条の問題をクリアする必要がある。</p> <p>② 社債管理人及び個別社債権者の両者が届出をした場合の法律関係を整理する必要がある。</p>

概要・検討事項	法的な検討課題
<p>(3) 社債権者への債権の届出等の連絡・通知</p> <p>① 上記債権届出につき、証券保管振替機構及び証券会社等（口座管理機関）を通じて社債権者に連絡・通知する。</p> <p>② 債権届出額を確定する。</p> <p>(4) 配当の受領・支払い</p> <p>証券保管振替機構の仕組み（支払代理人）を活用して行う。</p>	<p>(3) 社債権者への債権の届出等の連絡・通知</p> <p>社債権者を全て把握できない場合の社債管理人の確認義務の有無・範囲について整理する必要がある。</p>
<p>2. 社債の期中管理</p> <p>(1) 「社債管理人」の業務として、社債の期中管理は必須としない。</p> <p>(2) 例えば、次のような社債の期中管理業務は、発行会社、社債権者のニーズを踏まえ、発行要項に定め、これを行う。</p> <p>① 発行会社のモニタリング（コベナントの遵守状況等の管理）等の債権保全</p> <p>② 発行会社からの情報の受領及び社債権者への情報提供</p>	<p>① 法律による別段の定めがない場合、債権保全の方法によっては弁護士法 72 条の問題が生じる可能性がある（例えば、支払請求訴訟提起等）。</p>
<p>3. 社債のデフォルト後の業務（上記 1 の業務を除く。）</p> <p>例えば、次のような社債のデフォルト後の業務は、発行会社、社債権者のニーズを踏まえ、社債要項に定め、これを行う。</p>	

概要・検討事項

法的な検討課題

- (1) 異議が出された場合の対応
 - ・ 査定の申立、査定異議の訴え
- (2) 再生計画又は更生計画作成への関与
- (3) 再生計画又は更生計画の議決権行使
 - ① 「社債管理人」は、社債権者集会を招集し、再生計画等の議決権を行使する。
 - ② 「社債管理人」は、あらかじめ社債要項に定められた方法（一律賛成、一律棄権）により再生計画等の議決権を行使する。
 - ③ 「社債管理人」は、議決権を行使せず、各社債権者に委ねる。

- (1) 法律の根拠がない場合は弁護士法 72 条の問題があり、社債権者集会の招集が必要となる。
- (2) 社債権者集会の招集が必要となる。
- (3) 議決権の行使
 - ① 議決権を行使するためには、原則として、社債権者集会の招集が必要だと解される。
 - ② あらかじめ社債要項に定められた方法（一律賛成、一律棄権）により再生計画等の議決権を行使することの可否については、検討を要する。
 - ③ 各社債権者が議決権を行使しない場合、債権届出はされていることから、「棄権」票とみなされ、再生計画又は更生計画が成立しない場合がある。なお、民事再生法 169 条の 2、会社更生法 190 条は、「社債管理者」の付された社債について特例を設けているところ、法改正により「社債管理人」についても、同様の特例を適用することによって、かかる不都合を解消することが考えられる。

Ⅱ. 「社債管理人」の選任及び地位等について

1. 選任及び地位

- ① 法律により定める。
- ② 社債要項に定める(発行会社と「社債管理人」との間で、第三者(総社債権者)のための契約・委任契約を締結する)。

- ① 法改正が必要になる。
- ② 第三者のためにする契約という構成の場合、何をもって社債権者の受益の意思表示とみなすかという点の整理が必要。社債要項に社債管理人の選任が記載されていることを知りながら購入したというだけで、「社債管理人」(民法 537 条 2 項の「債務者」)への受益の意思表示とはみなせないのではないかという問題である。黙示の受益の意思表示は可能であるが、購入をもって黙示の受益の意思表示と言えるかの問題と思われる。また、第三者のためにする契約により代理権の付与ができるかという論点がある。

2. 選任時期

- ① 社債発行時に選任する。
- ② 一定の条件の下、期中に選任する(例えば、格付けの低下などの一定の要件に該当した場合に選任する)。

3. 利益相反の問題

利益相反の問題を排除するため、「社債管理人」の業務内容、権限、資格要件等は極力明示する。

裁量が少ない場合には、法的な観点からも利益相反の問題は少なくなると思われる。

4. 資格(担い手)

(1) 資格要件

- ① 債権回収の専門家である弁護士（法律事務所）等
- ② 社債管理者と同じく銀行、信託銀行、保険会社等（借入先金融機関は一部制限を課す。）
- ③ 資格要件は課さない。
- ④ その他

(1) 資格要件

このような資格要件を設ける場合、法律の規定による以外に、どのような方法によるのかについて検討が必要である。

(2) 資格喪失時の対応・後任の選任

- ・ 社債権者集会を開催し、後任の「社債管理人」を選任する。

(2) 資格喪失時・後任の選任

- ・ 法律の規定でもって「社債管理人」の社債権者集会の招集権の付与することが考えられる。
- ・ 社債要項に、あらかじめ後任の「社債管理人」を選任できる旨を定めておくことが可能か（法律の根拠がない場合、第三者のためにする契約という構成におけるこのような選任の有効性につき確認する必要がある。）。

なお、社債権者集会を開催しないで後任の「社債管理人」を選任する場合には、発行体を選任するにせよ、前任の「社債管理人」が選任するにせよ、検討すべき課題があると思われる。

5. 報酬及び諸費用

(1) 社債の期中

発行要項に基づき発行会社の負担とする。

(2) 社債のデフォルト後

① 優先的支払

② 社債権者負担

① 倒産手続きの中で優先的な支払を受けるには法律上の根拠（例えば破産法 150 条、民事再生法 120 条の 2、会社更生法 131 条）が必要となる。

② 社債要項に規定しておくことにより、可能と解されるのではないか。

Ⅲ. 「社債管理人」の設置

「社債管理人」は、社債管理者設置債以外の社債（F A債）について、発行会社、社債権者のニーズに合わせて、選択・設置する（任意設置）。

以 上